

○埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (傍線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>埼玉県職員定数条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第二条 次に掲げる機関の事務を補助する職員の定数は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 議会 六十六人</p> <p>二 知事 <u>七千百五十九人</u></p> <p>三 選挙管理委員会 六人</p> <p>四 人事委員会 二十八人</p> <p>五 労働委員会 十三人</p> <p>六 収用委員会 三人</p> <p>七 監査委員 三十人</p> <p>八 公営企業管理者 <u>四百三十九人</u></p> <p>九 下水道事業管理者 <u>百十一人</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第三条 (略)</p>	<p>埼玉県職員定数条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第二条 次に掲げる機関の事務を補助する職員の定数は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 議会 六十六人</p> <p>二 知事 <u>七千百三十八人</u></p> <p>三 選挙管理委員会 六人</p> <p>四 人事委員会 二十八人</p> <p>五 労働委員会 十三人</p> <p>六 収用委員会 三人</p> <p>七 監査委員 三十人</p> <p>八 公営企業管理者 <u>四百二十七人</u></p> <p>九 下水道事業管理者 <u>百七人</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第三条 (略)</p>